

内容見本 (A5判縮小)

第2章 遺留分侵害額請求

第1節 遺留分侵害額請求権の新設と性質

1 遺留分侵害額請求権の新設
平成30年改正前民法(旧民法)下における遺留分減殺請求権は、形成権であり、請求行使の効果は、直ちに物権的に生じ(形成権・物権的效果説)...

そこで、新民法においては、遺留分制度が、遺留分権利者の生活保障を図ったり、遺産の維持及び形成に貢献したことによる潜在的持分の清算を図るところに、その目的があることに照らせば、遺留分権利者に対しては、遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求権を取得させれば、遺留分制度の目的は達することができるのみならず、上記のような弊害を回避することもできるという観点から、旧民法の遺留分減殺請求制度に代えて、新たに、民法1046条により、遺留分侵害額請求制度を新設することとした。

2 遺留分侵害額請求権の性質

(1) 遺留分侵害額請求権の行使の意思表示

第4章 家事事件手続法下における遺産分割事件の審理手続の概要

第1節 第1審の審理手続の概要

1 家事事件手続法の適用対象事件
家事事件手続法は、その施行日である平成25年1月1日以降に申し立てられた家事事件及びそれ以降に開始された家事事件について適用され、その施行日の前日までに既に係属している家事事件については、引き続き家事審判法が適用される(家事審判法2条、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律4条1号)...

なお、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年7月13日法律第72号)」により、相続法の大改正が行われたが、改正法の原則的な施行日は、「公布の日(平成30年7月13日)から起算して1年を超えない範囲内において訓令で定める日」とされ(附則1条本文)、その施行日は、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成30年政令第316号)」により、原則として、令和元年7月1日と定められ、かつ、施行日以前に開始した相続については、「この法律の施行の日(令和元年7月1日)(以下「施行日」という。)前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」(附則2条、旧法主義)として、改正前の法律を適用することとされている。したがって、令和元年7月1日の施行日より前に死亡した被相続人の相続については、施行日前に遺産分割が終了した案件のみならず、施行日までに遺産分割が未了の案件についても、改正前の旧民法が適用されることとなるため、平成30年の相続法の大改正後においても、改正新民法が適用される遺産分割事件と改正前旧民法が適用される遺産分割事件とがしばしば併存する状況となる。

2 管轄

遺産の分割に関する審判事件は、相続が開始した地(被相続人の最後の住所地)を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属す

留分権利者に対する金銭債務)が発生するという効果が生じるが、その意思表示は、遺留分侵害額請求権を行使するという意思表示であるから、その時点では、遺留分侵害額を具体的に明示して意思表示を行う必要はないものと考えられる。

なお、遺留分侵害額請求権が行使されても、対象となる遺贈又は贈与が無効となる効果が生じるものではなく、その請求権の行使の効果は、遺留分侵害の原因となっている遺贈や贈与の効力は維持したままで、遺留分権利者の受遺者又は受贈者に対する、遺留分侵害額に相当する具体的な金銭支払請求権(金銭債権)が発生するというものである。したがって、受遺者又は受贈者は、新民法下においては、旧民法下の取扱いとは異なり、遺贈又は贈与の目的となった不動産その他の権利を遺留分権利者に返還すべきような義務を負うことはない。

(2) 金銭債権の発生

そして、この新たに発生した金銭債務(受遺者又は受贈者の遺留分権利者に対する金銭債務)は、法律の定めにより発生する期限の定めのない債務であるから、遺留分権利者は、遺留分侵害額請求権の行使とは別に、受遺者又は受贈者に対し、具体的な金額を明示して、その支払を請求すべきこととなり、その請求がされた日の翌日から遅延損害金が発生する(民法412条3項:債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。)

このように、遺留分侵害額請求権と、その行使によって発生する具体的な金銭支払請求権(金銭債権)とは、別個の権利であるから、それぞれ別々の期間

第6章 審判の理由の記載

第1節 総説

1 理由の記載順序

審判書の理由は、次のような順序で記載されるのが一般的である。

- ① 相続の開始、相続人、法定相続分
② 前提問題(相続人たる地位の存否、遺言の存否と有効性、遺産分割協議の存否と有効性、相続分の譲渡・放棄など)
③ 遺産の範囲
④ 特別受益
⑤ 寄与分
⑥ 遺産の評価
⑦ 具体的相続分率の算定と現実の取得額
⑧ 分割についての当事者の意見
⑨ 裁判所の定める分割方法
⑩ 付随の処分
⑪ 手続費用の負担
⑫ 結論と裁判所名など

2 証拠の提示方法

事実認定に用いた証拠は、各認定事実ごとに個別に記載するのではなく、理由の目録に次のように記載するのが一般的である。

「一件記録に基づく当裁判所の事実認定及び法律判断は、以下のとおりである」

遺産分割事件の審理運営のあるべき姿を追求!



三訂版の特色

相続法の分野に関する重要な最高裁判例や令和元年7月に施行された「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の大改正等を踏まえた解説を加えました。
なお、大幅に改正された遺留分制度については、改正前の内容も別の編として併存させています。

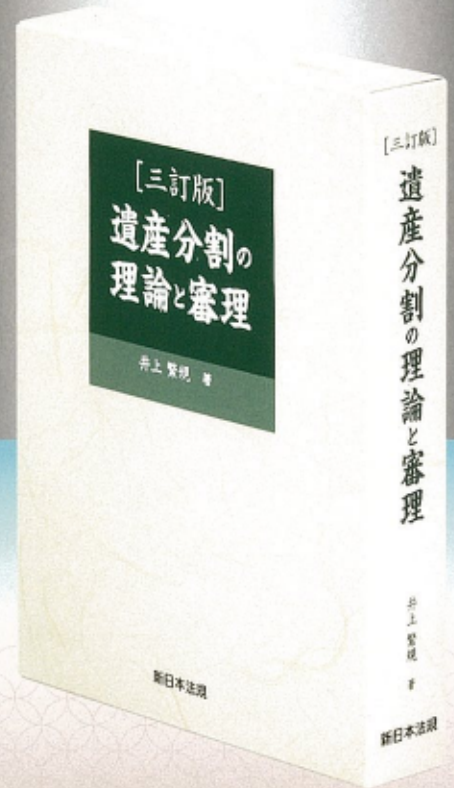
- ◆ 具体的事例の検討を通じて、遺産分割事件の諸問題を類型化した上で、判例・学説・実務の取扱いを踏まえ、適切な解決指針を提示しています。
◆ 効率的な争点整理等のためのモデル書式を掲載し、適正かつ迅速な審理の要請に応える内容となっています。

A5判・総頁684頁
定価7,480円(本体6,800円)
送料570円

0120-089-339
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!
〈電子版〉
定価6,820円(本体6,200円)



新日本法規出版株式会社

本社 460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
印刷本部
東京本社 162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 980-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2
東京支社 162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 7540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 7810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.9)51001901

この出版物は環境にやさしい「環境性大豆インク」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信





